

自宅療養者等健康観察業務マニュアル (概要版)

令和3年10月26日
埼玉県感染症対策課
Ver.2.1

本マニュアルは随時更新しており、最新版は下記URLからダウンロードできます。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/jitaku.html>

目次

1 本事業について	3
新たな体制の変更点	5
2 協力医療機関の登録手続等	8
3 医療機関の皆様をお願いしたい業務	13
3 - 1 健康観察	15
3 - 2 体調不良時の対応	28
3 - 3 濃厚接触者の検体検査等	37
4 HER-SYSの利用	41
5 連絡先、問い合わせ先	43

1 本事業について

本事業について

1 目的

今後の感染拡大に伴う患者の急増を見据え、

- ・ 宿泊療養・自宅療養者に対する医療提供体制を強化し、療養時の安全性を高める。
- ・ 保健所は積極的疫学調査に注力できる体制を構築する。

2 概要

- 自宅療養者のうち軽症者等の健康観察業務
⇒ **診療・検査医療機関等のかかりつけ医**（以下、「**協力医療機関**」という）に委託。
- それ以外の自宅療養者の健康観察業務
⇒ 埼玉県宿泊・自宅療養者支援センター（以下、「**支援センター**」という）に委託。
- 宿泊療養者・自宅療養者に対する健康観察の結果、必要に応じて、協力医療機関が電話診療等を行い、療養期間中の安全性を高める。

3 事業期間

7月7日～

4 その他

- 協力医療機関名は非公表。

自宅療養者の今後の健康観察の体制

今回（令和3年10月20日）の主な変更点

➤ 支援センターの強化

2か所の支援センターを設置することで、支援センターの負担を分散させるとともに患者急増時の健康観察の体制を強化します。【関連するスライド：7】

➤ 調整窓口の設置

医療機関への患者の振り分けは、新たに設置した『協力医療機関調整窓口』が行います。
【関連するスライド：6，17，18等】

➤ 診断医による健康観察の申出

一部の医療機関ですでに実施いただいている、診断医の先生からのお申出をいただくスキームを取り入れます。発生届をいただく際、管轄の保健所に健康観察を実施する旨をお知らせいただければ、保健所から調整窓口につながります。
【関連するスライド：19，20】

➤ 休診日のフローの見直し

臨時休診の場合のみ調整窓口にご連絡していただくように変更しました。【関連するスライド：26】

➤ 患者の応答がない場合のフローの見直し

患者と連絡が取れない場合に、保健所がいち早く把握できる形に整理しました。【関連するスライド：27】

協力医療機関調整窓口

	概要
設置場所	けやきビル（浦和区高砂3-6-18）
人員規模	事務職員25名、看護師2名
営業時間	午前9時から18時 （夜間は県民サポートセンター（0570-783-770）経由で 保健所に連絡可能）
連絡先	TEL 048-767-6485 FAX 048-767-6486 E-mail a7500-11@pref.saitama.lg.jp

支援センターの詳細について

- 2つの支援センターが担当する地区を分担
- 支援センターの負担を分散

	南部 宿泊・自宅療養者支援センター	北部 宿泊・自宅療養者支援センター
担当区域 (保健所)	南部、朝霞、春日部、草加、狭山、さいたま市、越谷市、川口市	鴻巣、東松山、坂戸、加須、幸手、熊谷、本庄、秩父、川越市
委託事業者	株式会社阪急交通社	東武トップツアーズ株式会社
設置場所	埼玉県内	東京都内
稼働時間	24時間	24時間

2 協力医療機関の登録手続等

登録の方法(医師会員か非医師会員かにより手続きが異なります)

1 登録申請【電子申請】

- ① 県ホームページ1にアクセスし、「電子申請・届出サービス」にログイン
- ② 必要事項を入力し、申請を完了

県ホームページ1

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/jitaku.html>
『埼玉県 宿泊・自宅療養者』で検索

医師会員の方

非医師会員の方

2 委任状の提出【郵送】(医師会員)

- ① 「契約手続きに係る委任状」を県ホームページ2からダウンロード
- ② 委任状に記入
- ③ 埼玉県医師会へ郵送

郵送先

〒330-0062
さいたま市浦和区仲町3-5-1
埼玉県医師会 業務1課
協力医療機関担当 あて

2 契約書の作成【郵送】(非医師会員)

県庁
国保医療課

① 送付

医療機関

② 押印,返送

郵送先

〒330-9301
さいたま市浦和区
高砂3-15-1
埼玉県国保医療課
国保企画担当

3 健康観察業務の準備

以下3点について、各自準備を行ってください。

- ① 健康観察実施方法等の準備 (健康観察対応者の決定、業務内容や手順の確認、電話回線の特定など)
- ② 調整窓口との連絡方法の確認、健康観察結果の報告方法の確認
- ③ 業務内容の確認、個人情報の取扱い方法の確認 (電話対応方法、療養者急変の対応、個人情報の適切な管理など)

準備

マニュアルをお読みいただき、
健康観察実施の準備を行って
ください

4 個人情報保護に係る誓約書の作成

- ① 「個人情報保護に係る誓約書」を県ホームページ2からダウンロードし、必要事項入力

県ホームページ2

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/soudan2.html>

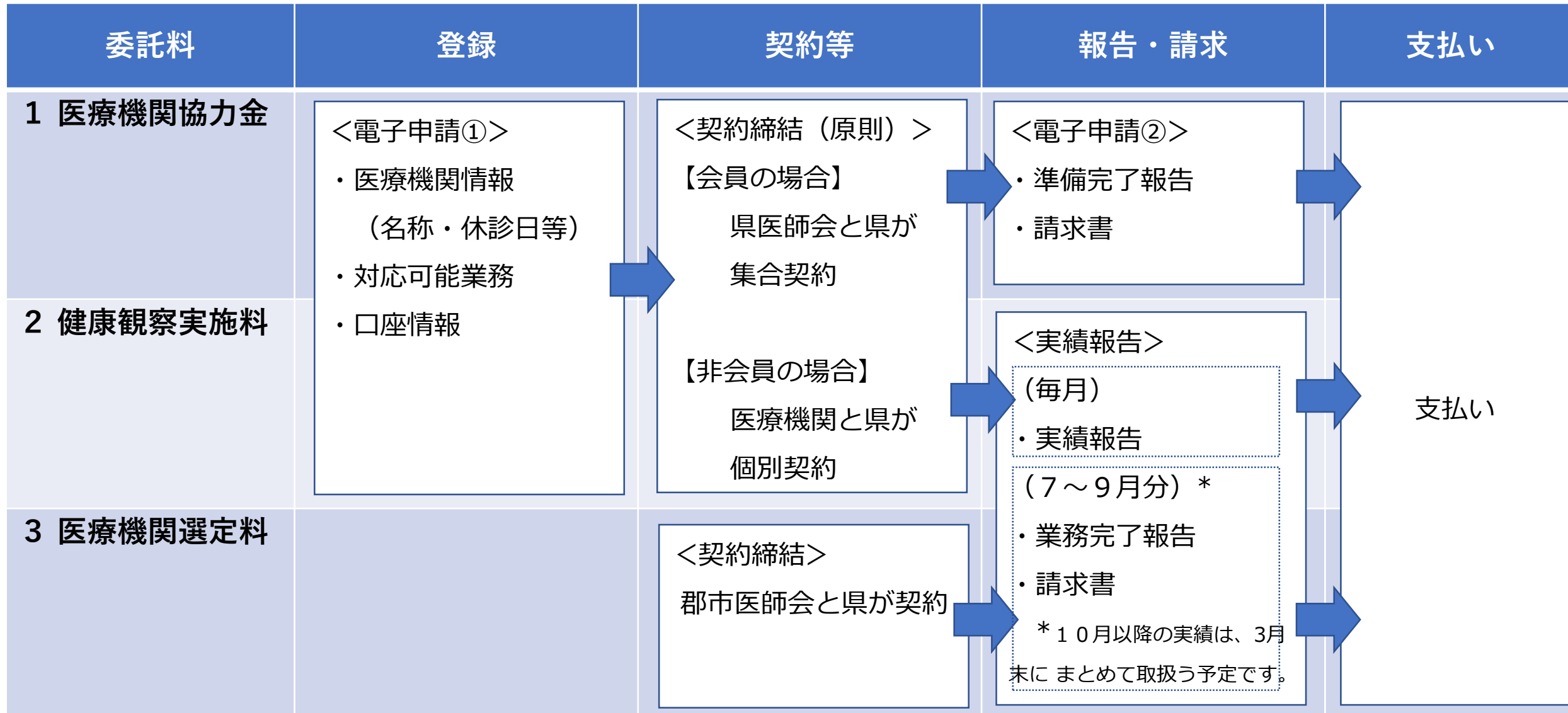
5 準備業務完了報告、準備業務に係る請求、個人情報保護に係る誓約書の提出【電子申請で一括提出】

- ・ 準備業務完了の報告、準備業務に係る請求 ⇒ 電子申請システムで入力し申請
- ・ 個人情報保護に係る誓約書(4 で作成したファイル) ⇒ 電子申請システム上で提出

手続き

電子申請受付から2週間程度で
E-mailにてお知らせします。

登録から委託料支払いまでの流れ



事業開始前に調整窓口から各医療機関に連絡し、HER-SYSの使用可否や休診日等の確認をいたします。

*『健康観察実施料』及び『医療機関選定料』は3月にまとめてお支払いする予定です。

本事業における委託料

1 医療機関協力金

健康観察の実施体制を整えていただいた手上げ医療機関

： 1医療機関当たり50万円(税込)

2 健康観察実施料

自宅療養者の健康観察をしていただいた医療機関

1日2回の健康観察（患者1人につき）： 1日当たり5,000円(税込)

（休診日のご対応）： 1日当たり7,500円(税込)

3 医療機関選定料

医療機関の選定をしていただける郡市医師会

患者1人あたり1,000円(税込)（濃厚接触者を除く）

委託料について

1 患者の受け入れがなかった場合の医療機関協力金の取扱い

- 医療機関協力金（50万円）は、健康観察業務を実施するに当たり、医療機関で必要な体制を整えていただくための費用であり、患者の受け入れ人数に関わらずお支払いするものです。
- 医療機関協力金は1医療機関に対して1回限り支払うもので、仮に事業期間が延長された場合でも新たにお支払いすることはありません。

2 健康観察業務の実施に必要な体制について

- 医療機関協力金は、健康観察業務の実施体制を整えていただいた医療機関にお支払いしますが、健康観察業務の実施に必要な体制とは、例えば、健康観察に必要な聞き取り項目の整理、HER-SYSの研修実施、院内マニュアルの整備等を想定しています。

3 委託料の支払い時期

- 医療機関協力金は県への御請求後、1か月後を目安に御指定の口座に入金いたします。
- 健康観察実施料及び医療機関選定料は、7月～9月までの実績に基づき、一括でお支払いします。（10月以降についても、原則3か月単位でのお支払いを予定しています）

3 医療機関の皆様にお願ひしたい業務

医療機関の皆様をお願いしたい業務の内容

- **太枠内の3つの業務**は必ずお願いしたい業務です。
- その他の業務は御協力いただける医療機関にのみお願いしたい業務です。
ご協力いただける業務は、登録申請時に選択式でお知らせください。
- 電話診療等の結果、医師が「入院が必要」と判断された場合は、調整窓口に連絡いただければ、その後の**対応は県（政令市・中核市）が責任をもって行います。** 可能な医療機関のみ

業務内容 対象者	健康観察 (1日2回) ※電話診療を実施した場合、 健康観察1回分としてカウント可	日中の 体調不良時の 電話診療・ 薬の処方	検体検査※ ◆ 陽性者の家族を中心 に3人程度(陽性者1名 当たり) ◆ PCRセンターでの 検査も可	体調不良時の 外来診療	体調不良時の 往診	夜間の 緊急対応
軽症の 自宅療養者	○	○	—	○	○	○
体調が悪化した 宿泊療養者	—	○	—	○	○	○
濃厚接触者	—	○	○	○	○	○

外来診療や往診等、患者と対面が想定される業務に応じていただける医療機関には、御要望いただければ、個人防護具を県から提供いたします。

3-1 健康觀察

健康観察の対象となる患者

1 症状等

- 微熱があって咽頭痛がある
- 咳・鼻水症状がある
- 糖尿病などの基礎疾患がある など

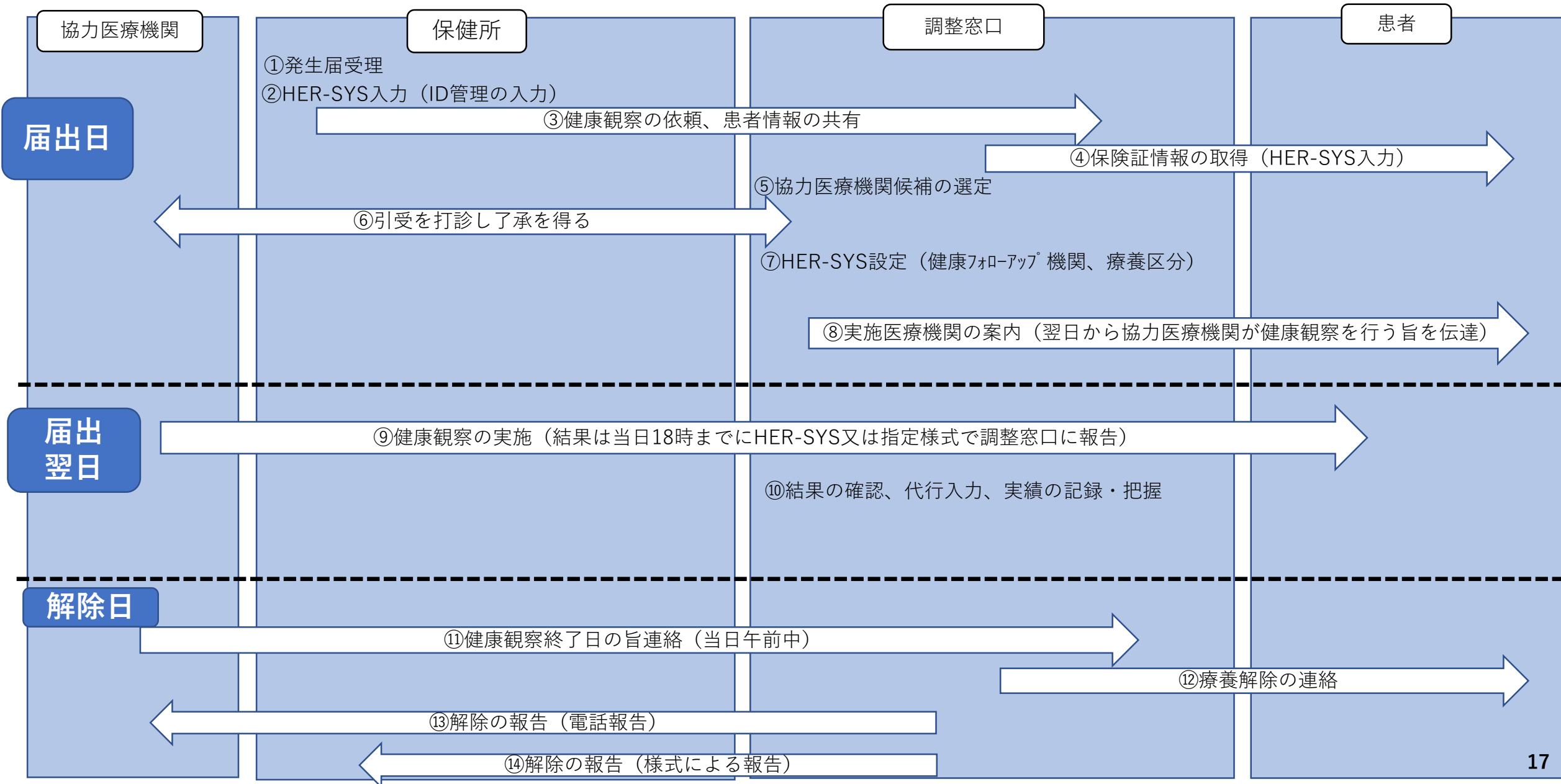
2 想定される患者数（全県ベース）

- 新規陽性者数が1日に200人の場合
200人のうち55%が自宅療養となり、そのうち35.8%が症状あり（実績ベース）
→ $200人 \times 55\% \times 35.8\% \doteq 40人/日$
 $40人/日 \times 30日 \doteq 1,200人/1か月$
- 協力医療機関数が600医療機関だとすると
1医療機関あたり、1か月に2人の患者の健康観察をお願いすることになります。

※ 患者が急増した際も、患者の引き受けを強要することはありません

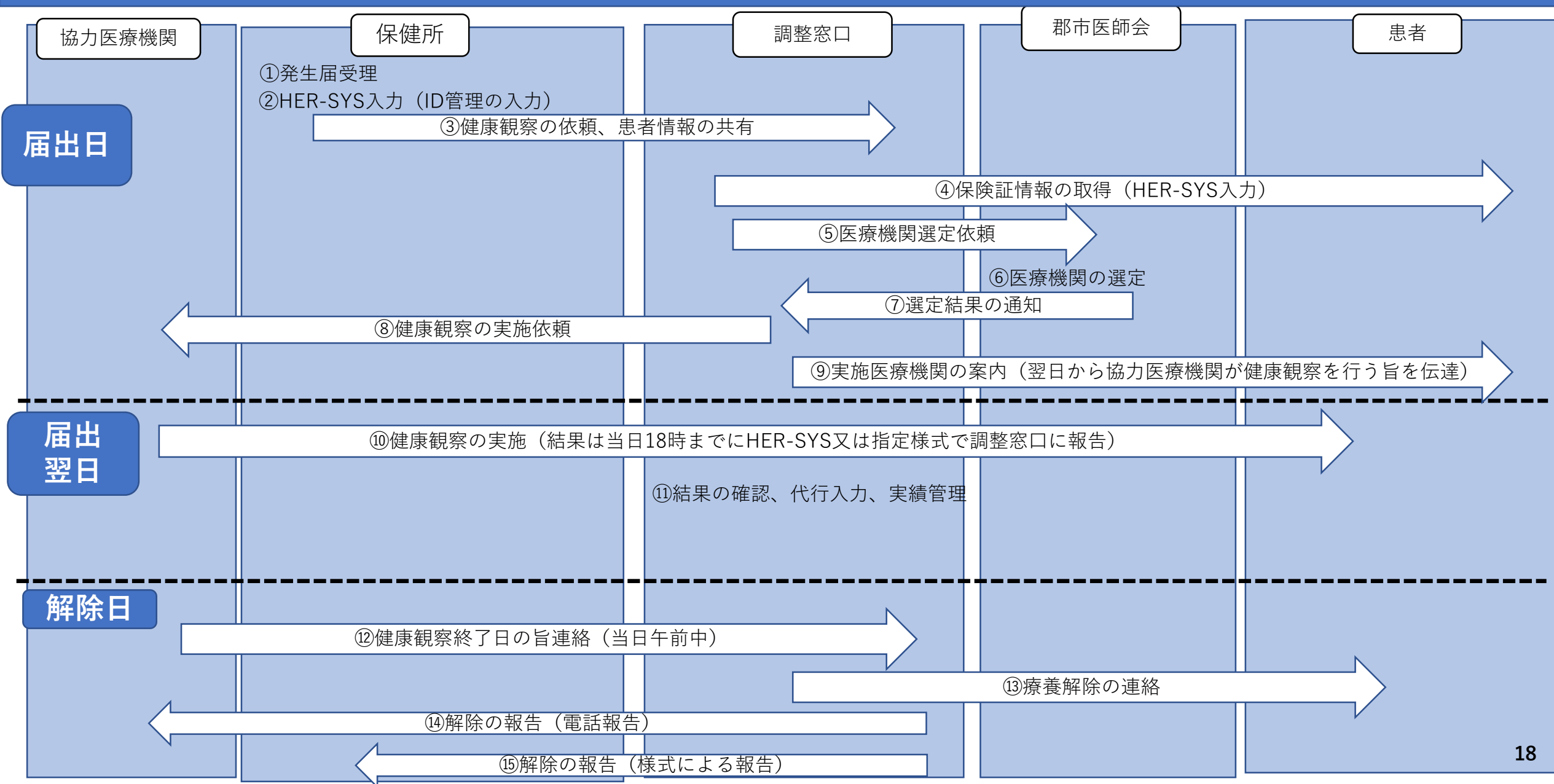
協力医療機関への紹介フロー①

* 郡市医師会が医療機関の選定を行わない場合



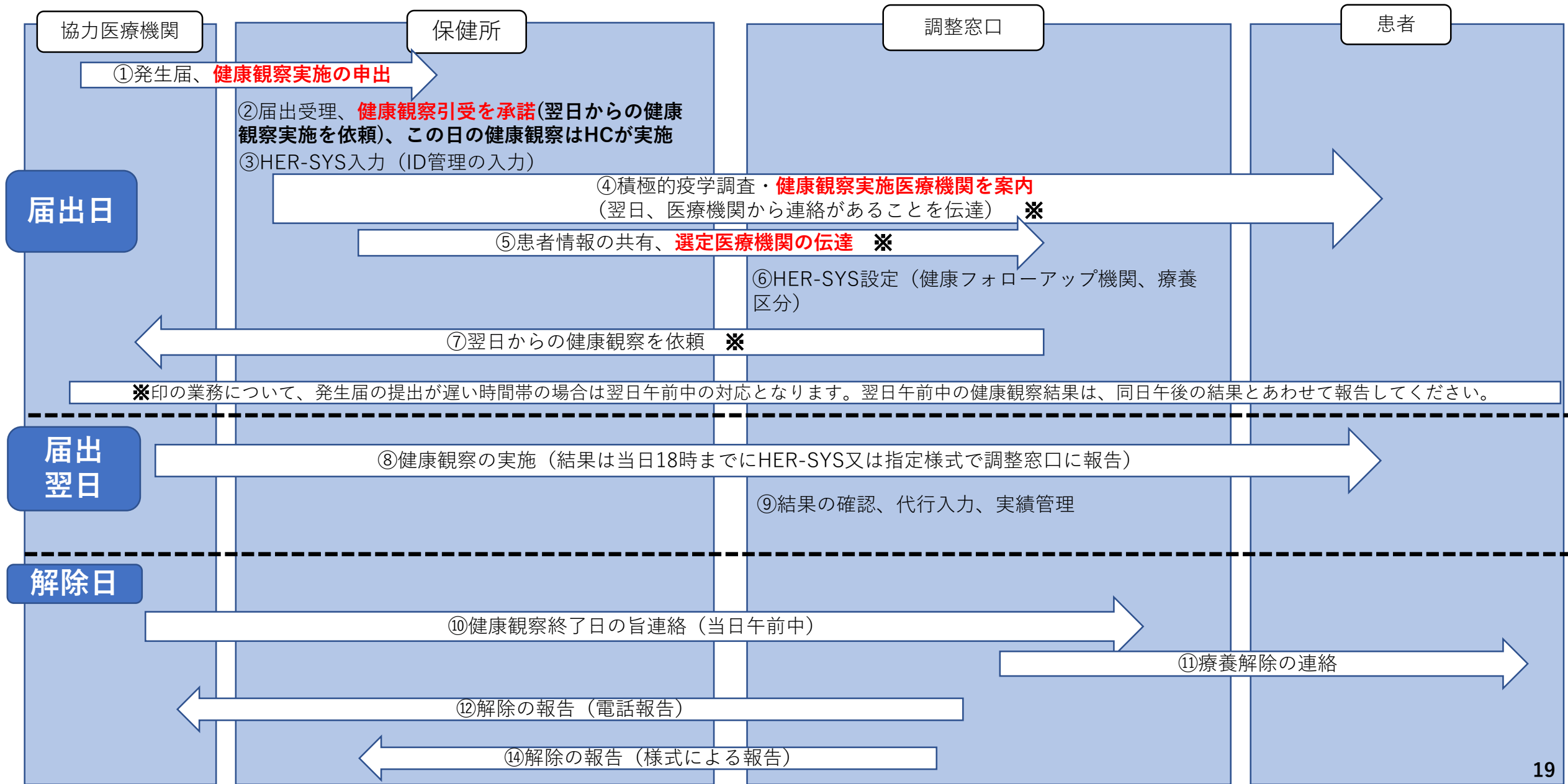
協力医療機関への紹介フロー②

* 郡市医師会が医療機関の選定を行う場合



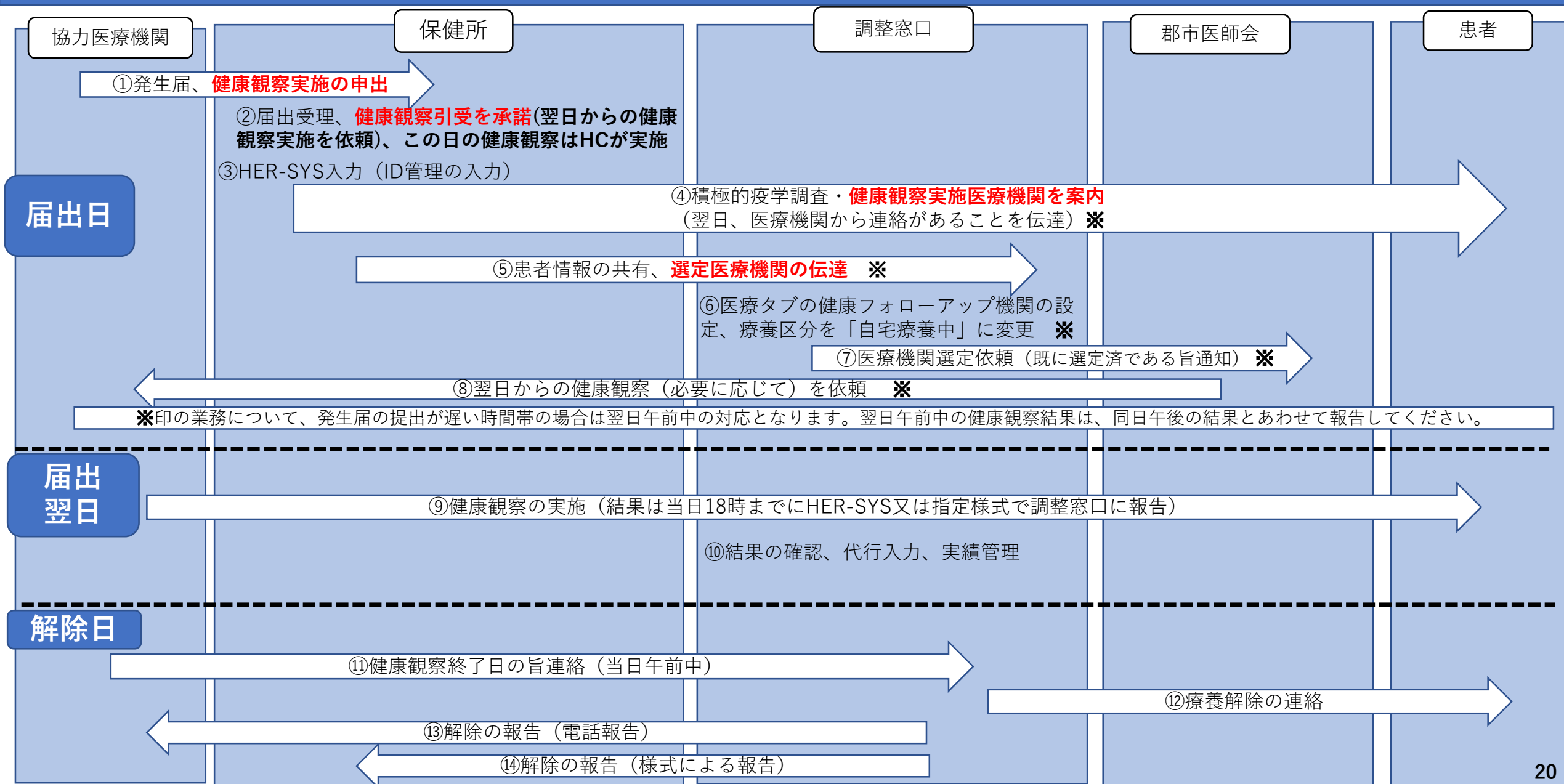
陽性診断医の申し出により健康観察を行うフロー①

* 郡市医師会が医療機関の選定を行わない場合



陽性診断医の申し出により健康観察を行うフロー②

* 郡市医師会が医療機関の選定を行う場合



担当していただく患者の割り振りの考え方

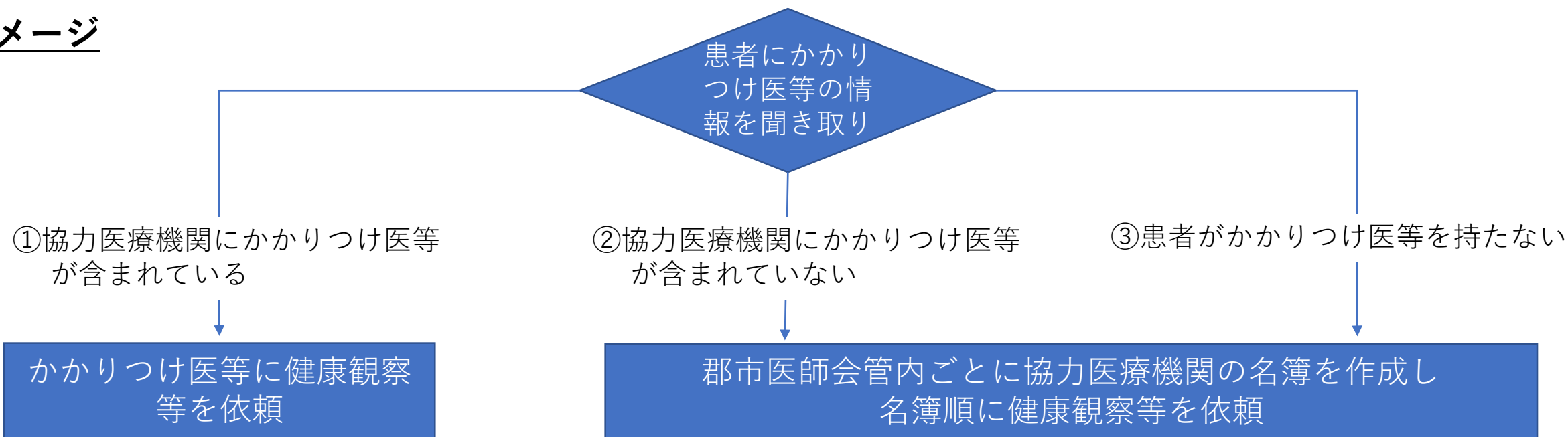
基本的考え方

- ▶ 地域の患者を身近な医療機関に診ていただく体制としたいと考えています。
- ▶ このため、かかりつけ（検査医療機関を含む）に関わらず、患者の引受けをお願いしたいと考えていますが、次の場合などは保健所や支援センターが健康観察をいたします。

- ① 特定の医療機関に負担が集中している場合
- ② 診療科の関係で当該患者を受け入れられない場合（小児科のクリニックが成人を受け入れる場合等）
- ③ 医療機関の事情（多忙等）で健康観察や診療等の対応が難しい場合 など

※依頼した患者の引き受けを強要するものではありません。

イメージ



提供する患者情報

健康観察をお願いする際には以下の情報をご提供いたします。

【提供する情報（主な項目）】

- ① 患者氏名
- ② 年齢
- ③ 性別
- ④ 身長
- ⑤ 体重
- ⑥ 基礎疾患
- ⑦ 既往歴
- ⑧ 食物アレルギー
- ⑨ 使用薬
- ⑩ 住所
- ⑪ 連絡先電話番号
- ⑫ 発症までの症状・経過

健康観察の進め方

1 健康観察の方法

- 1日2回の健康観察は、午前、午後で各1回、空いている時間に実施してください。調整窓口が健康観察の結果を医療機関に確認させていただくこともありますので、午後の健康観察は18時までには終わってください。診療を行った場合、健康観察の1回分に代えることができます。

2 健康観察に使用する機器

- 健康観察は、患者との電話により実施していただくことを想定していますが、ZOOMなどのビデオチャットやテレビ電話など、電話以外の連絡手段を使っていただいても構いません。
- HER-SYSには患者が自ら入力する機能（自動架電・My HER-SYS）があり、適宜ご使用ください。なお、この場合にも、1日1回は医師や看護師が電話でご対応くださるようお願いいたします。

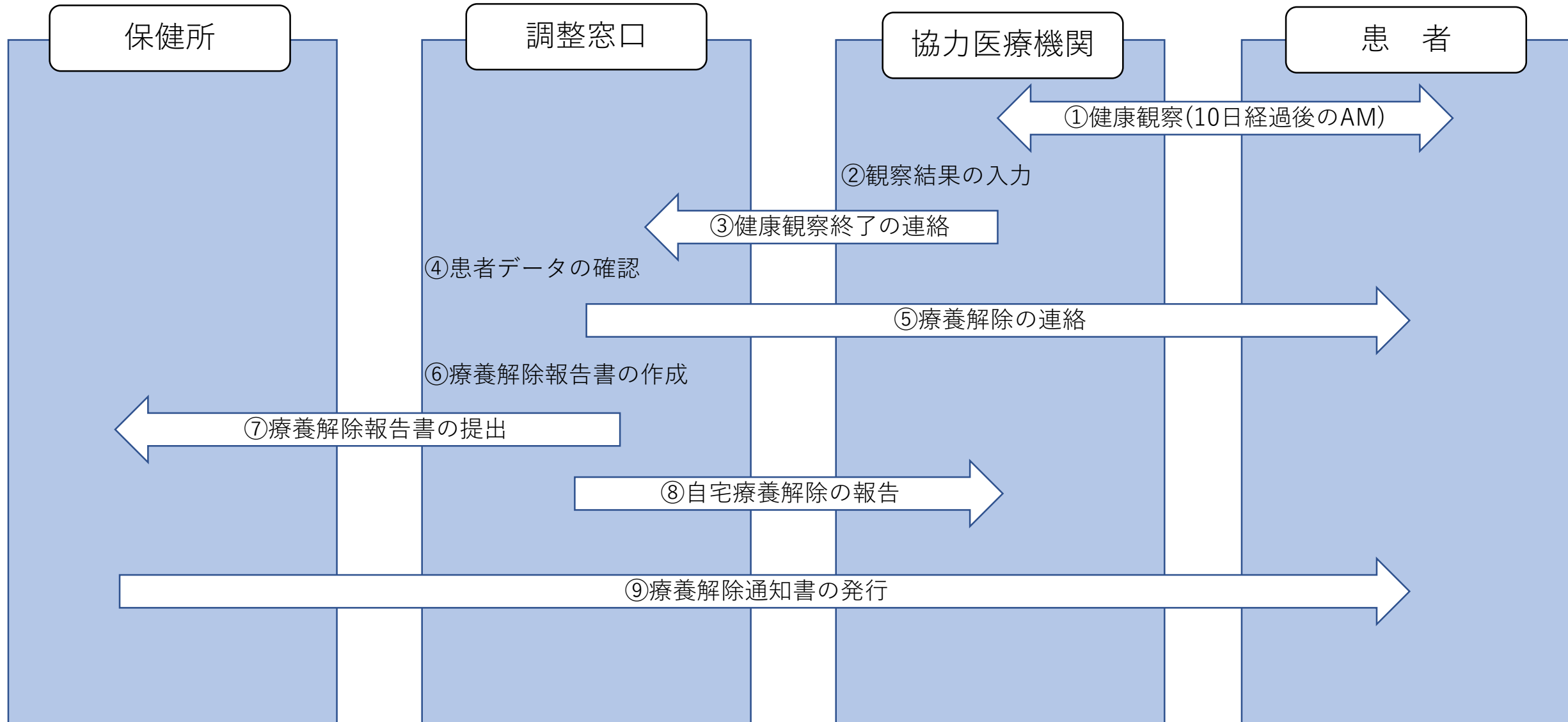
3 健康観察業務の実施者

- 1日に2回行っていただく健康観察については、看護師が行うことも可能ですが、できることなら1回は医師が患者と話をさせていただきたいと考えています。

4 自宅療養者へのパルスオキシメーターの配布について

- 自宅療養者にはパルスオキシメーターを配布しており、自宅療養者は自分でSpO2を測れる体制となっています。

健康観察終了時のフロー



療養延長となる場合は、お手数ですが、調整窓口にご連絡ください。

健康観察の期間について

- 医療機関に患者の健康観察をお願いする際に、健康観察終了予定日をお知らせします。
- 健康観察は、通常の場合、発症後10日間経過し症状軽快後72時間経過すれば終了となりますが、途中で症状が出る等の変化があることも考えられます。
- 健康観察を予定どおり終了するかご不明な場合には、調整窓口に御連絡いただければ、調整窓口経由で保健所に確認するなど対応いたします。
- 健康観察終了（療養解除）に係る県の考え方を以下に記載しましたので参考にしてください。

療養解除基準

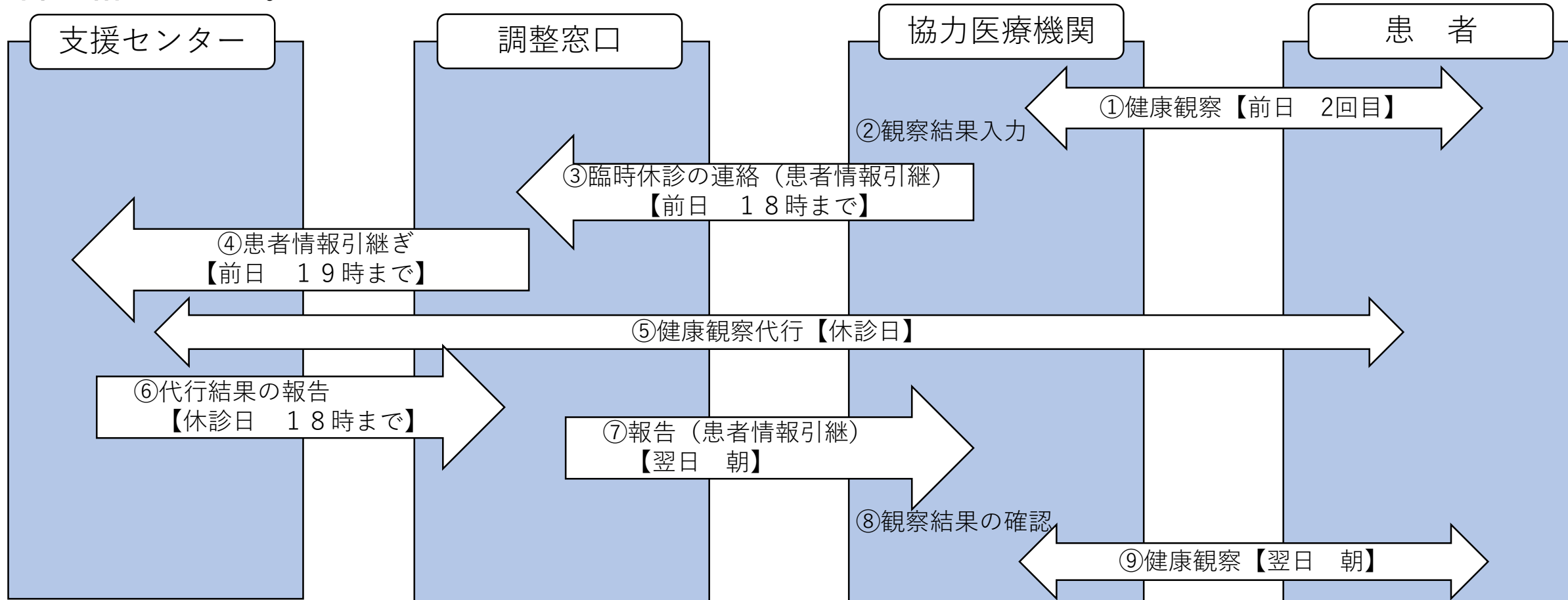
72時間以上解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること

(参考) 県の判断基準

- ①発熱症状：解熱剤を使用せず、37.4度以下であること
- ②呼吸器症状：SpO₂が96%以上であること
- ③呼吸器症状：激しい咳嗽（がいそう）がないことを原則とする
- ④呼吸器症状：症状が改善傾向であることを鑑みて医師が判断する。

休診日の対応フロー

- 日曜日や祝日、お盆休みなど、医療機関での対応が難しい期間の健康観察は支援センターが代行します。
- 患者を依頼する際、調整窓口が休診日等について確認しますので、御協力ください。
- 急に健康観察が実施できなくなった場合は、前日18時までに下記フローで調整窓口にご連絡ください。



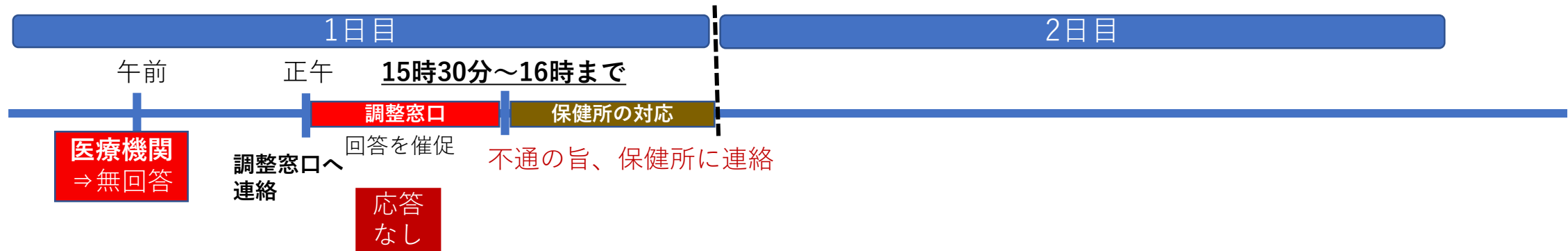
患者の応答がない(連絡が取れない)場合のフロー

➤ 患者と連絡が取れなくなったときは、**調整窓口**に連絡してください

パターンA：午前中の架電に反応がない場合、**正午まで**に調整窓口にご連絡してください。

⇒ 調整窓口からも連絡がつかない場合、当日15時30分～16時までに、保健所に対応を依頼します。

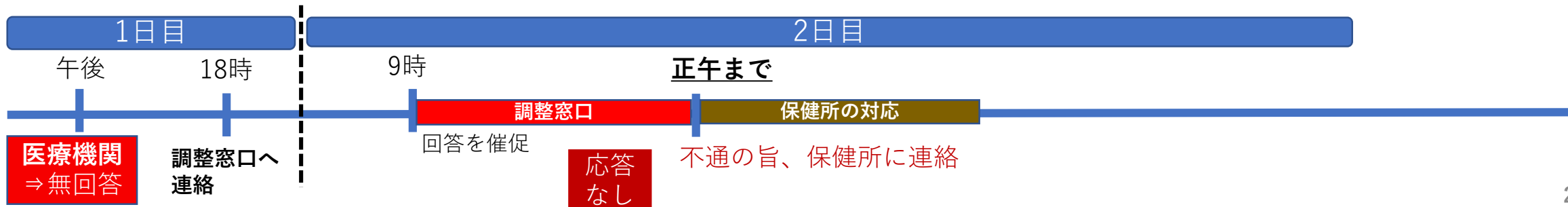
⇒ 反応があった場合は、引き続き協力医療機関が健康観察の実施をお願いします。



パターンB：午後の架電に反応がない場合、**18時まで**に調整窓口にご連絡してください

⇒ 翌日9時以降、調整窓口からも連絡がつかない場合、正午までに保健所に対応を依頼します。

⇒ 反応があった場合は、引き続き協力医療機関が健康観察の実施をお願いします



3-2 体調不良時の対応

体調不良時の対応について

1 診療について

- 健康観察中の患者の体調が悪化した場合は、必要に応じて診療や薬の処方をしてください。診療は主に電話診療を想定していますが、対応可能な医療機関においては、対面診療や往診をお願いします。

2 保険証について

- 調整窓口が患者と連絡をとる際、電話での聞き取りにより患者から保険証情報を取得、取得した保険証情報を担当の医療機関に提供します。

3 健康観察と保険診療の境界について

- 保険診療はあくまでも患者の申し出によるものであるため、患者からの電話に応じる場合か、健康観察の際に保険診療に移行する旨を患者に説明し、患者の了解を得ていただくことが必要です。

4 患者からの問い合わせ対応について

- 患者からの問い合わせ対応は診療時間内のみで構いません。
- 医療に関する相談ではない問合せの場合は、調整窓口に連絡するよう患者に御案内ください。
- 診察中に患者から急に電話が入った場合は、電話診療が可能な時間を患者に伝えてください。

電話診療実施に係る準備について

1 事前の準備

①オンライン診療研修の受講

以下のページから受講できますので、未受講の場合は、電話診療を実施する前に受講をお済ませください。
厚生労働省の研修ページ

<https://telemed-training.jp/entry>



②電話や情報通信機器を用いた診療を実施する旨、埼玉県医療整備課医務担当に報告してください。

報告方法や様式は、以下のURLから確認できます。

県医療整備課 ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/tel-online-shinryo.html>



2 電話等で初診を行った場合の事後の手続き

電話や情報通信機器を用いた初診を実施した場合には、実施状況を報告（毎月）してください。
報告方法や様式は、以下のURLから確認できます。

県医療整備課 ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/tel-online-shinryo.html>



3 ご留意いただきたいこと

①麻薬及び向精神薬は処方できません

②診療録等により当該患者の基礎疾患情報が把握できない場合、処方日数は7日間が上限です

③診療録等により当該患者の基礎疾患情報が把握できない場合、薬剤管理指導料「1」の対象となる薬剤は処方できません

薬の処方について

1 薬の受け渡し

- 県薬剤師会に御協力をいただき、①患者宅に薬を配送できる薬局または②宅配便の利用により薬を配送できる薬局のリストを協力医療機関に提供しています。（コロナ陽性患者に対する薬の配送に係る費用は『薬局における薬剤交付支援事業』により支援を受けることができます）
- また、患者が「濃厚接触者ではない親族等が薬局に薬を取りに行く」旨を申し出た場合には、その旨を薬局にお伝えください。

2 薬の公費負担の範囲

- 新型コロナウイルス感染症に関する医療として処方された薬は公費負担の対象となりますが、それ以外の処方に関しては、公費の対象にはなりません。

入院相当となった場合の対応等

1 入院が必要と判断された場合の対応

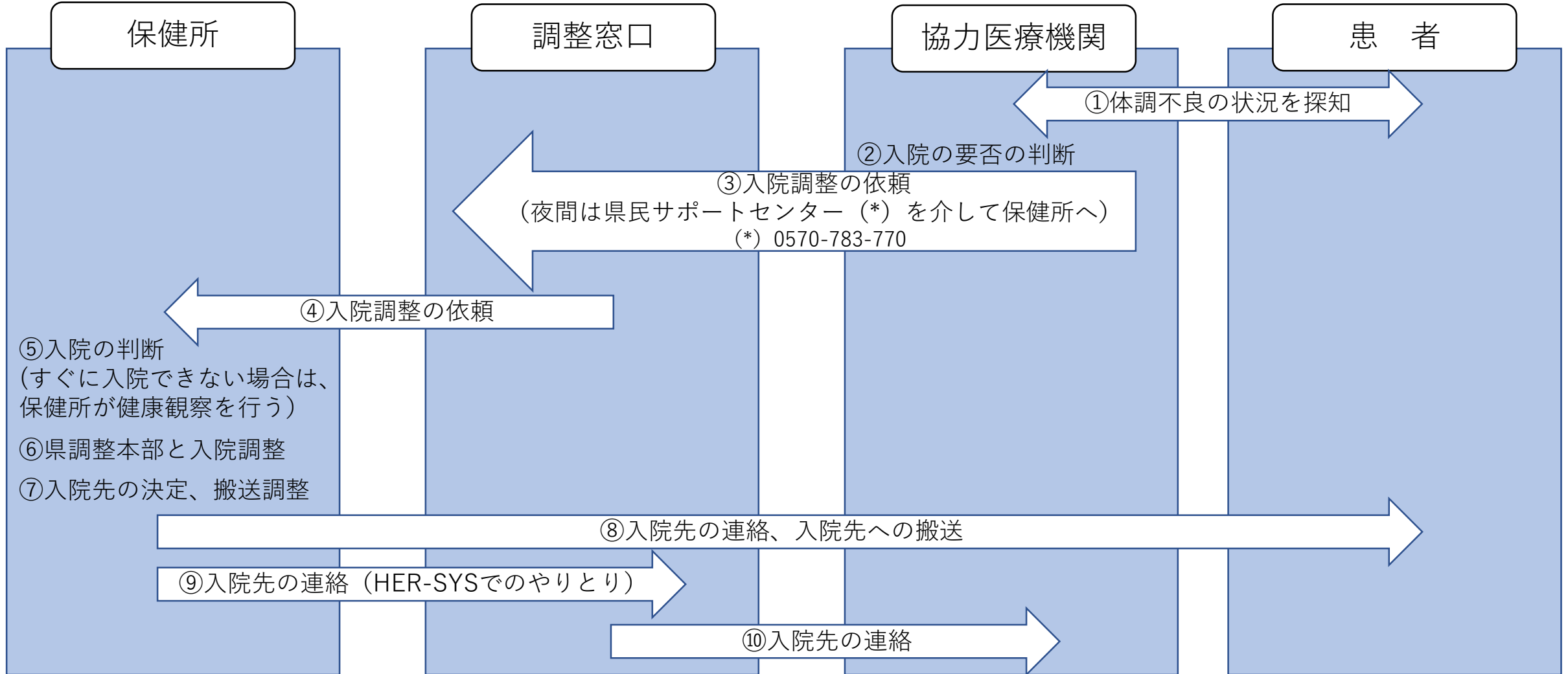
- 医師が「入院が必要」と判断した場合、調整窓口（048-767-6485）に御連絡ください。
（夜間は県民サポートセンター*に連絡をいただければ、センターから保健所に連絡が入ります）
県民サポートセンター：0570-783-770
- その後の対応は県（政令市・中核市）が責任をもって行います。
- 入院相当の患者が入院できなかった場合は、原則、保健所が健康観察を行うこととし、患者への往診などに御協力いただける医療機関の協力をいただき、県（政令市・中核市）が責任をもって対応します。

2 患者の体調悪化時の医師の責任について

- 通常の診療と同様に、健康観察時点で患者の急変が予見できないのであれば、不可抗力として医師の責任は問われないと考えています。委託者である県も責任をもって対応します。
- 適切に健康観察等を実施していたことを、HER-SYS等に記録していただくようお願いします。

自宅療養者の入院フロー

▶ 患者の入院が必要と判断された場合は、下記のフローで御対応ください。



★緊急性のある場合は、上記フローによらず、患者の居住地を所管する保健所あて直接連絡してください。

入院判断の基準について

県入院調整本部では、右の基準により入院の判断をしますので、御判断の参考にしてください。

なお、運用実績などを踏まえ、基準については適宜見直していく可能性があります。

感染状況により入院判断基準を変更します。
10月1日時点においては、**3点以上を入院調整対象**としています

		項目	スコア
検査所見及び症状		酸素飽和濃度 (SpO2) ≤ 93%	6点
		< 96%	2点
		肺炎像 (X-P・CT) が広範囲 (両肺かつ2分の1以上)	6点
		広範囲ではない	2点
		37.5度以上の発熱が6日以上持続 (又は38度以上が3日持続) *発熱は、解熱剤使用の有無を問わず持続している場合を指す。	6点
		呼吸苦又は激しい咳症状の持続	4点
		強い倦怠感 (食欲不振や下痢等で脱水を伴っている可能性が高い場合)	2点
+			
分類	リスク因子		スコア
基礎疾患等	妊娠37週以降の妊婦		7点
	透析		
	免疫抑制剤使用中		
	悪性腫瘍に罹患して治療中		
	65歳以上		2点
	肥満 (≥BMI30)		2点
	造血幹細胞移植・骨髄移植・原発性免疫不全・		2点
	HIV (CD4<200 μL)		
	糖尿病 (ただし、コントロール不良時 (HbA1c>8.0%) は「3点」とする)		2点 (3点)
	睡眠時無呼吸症候群 (SAS)		2点
	慢性呼吸器疾患 (気管支喘息含む)		2点
	重症の心血管疾患 (冠動脈疾患、心筋症など心不全を伴う)		2点
高度慢性腎臓病 (GFR30未満が目安)		1点	
コントロール不良高血圧		1点	
+			
その他	項目		スコア
	男		1点
	単身者		1点

有症状かつスコア合計1点*以上は入院調整対象
*ただし、「その他」のみ点数が入る場合は、対象外とする。

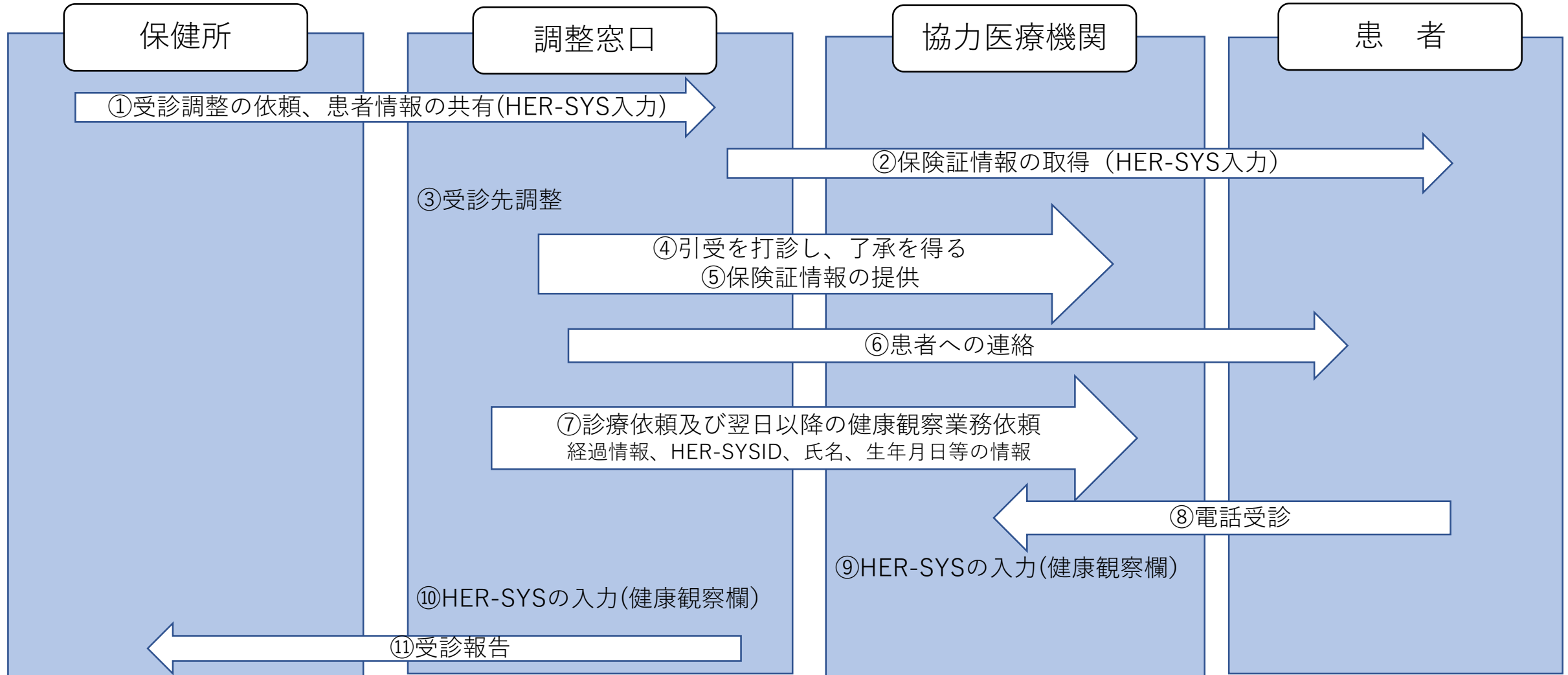


病床使用率60%以上となった場合は6点以上が入院調整対象

ただし、スコアの点数によらず医師が入院を必要と判断する場合は入院調整を行う。

無症状患者の体調不良時のフロー

➤ 無症状者の体調不良時は、下記のフローで御対応ください。

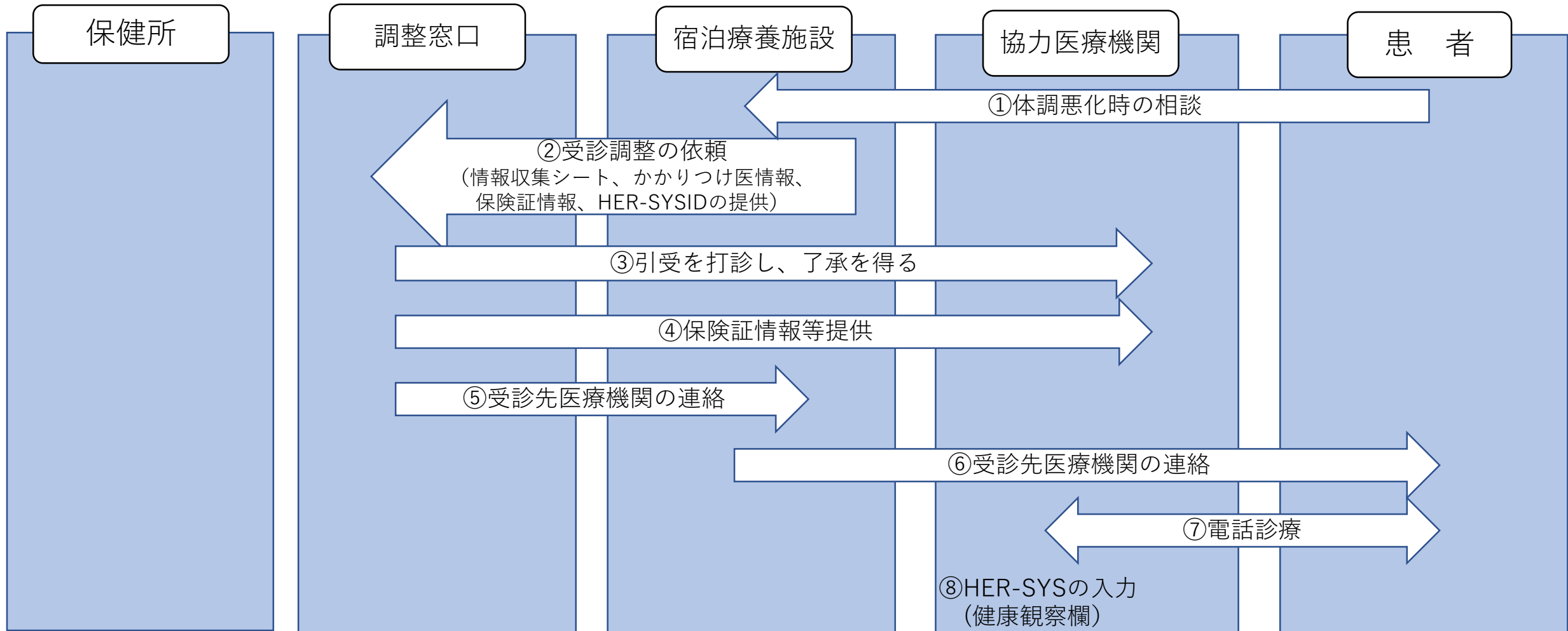


※ 郡市医師会が医療機関を選定する場合は、調整窓口が郡市医師会に医療機関の選定を依頼する。

※ 電話受診の翌日から、健康観察の主体は協力医療機関となる。

宿泊療養患者の受診フロー

➤ 宿泊療養患者の受診時は、下記のフローで御対応ください。



※ 郡市医師会が医療機関を選定する場合は、調整窓口が郡市医師会に医療機関の選定を依頼する。

3-3 濃厚接触者の検体検査等

濃厚接触者への対応について

1 濃厚接触者の健康観察

- 濃厚接触者への健康観察をしていただく必要はありません。
- 健康観察をお願いするのは、陽性患者だけです。
- 医療機関に検体検査や体調不良時の診察をお願いする濃厚接触者は、患者の同居家族です。

2 医療費の自己負担について

- 濃厚接触者の医療費については、検査料と判断料が公費負担の対象となりますが、初診料等は公費負担の対象とならず、患者の自己負担があります。

濃厚接触者の検体検査のフロー

保健所

調整窓口

協力医療機関

濃厚接触者

①発生届受理

②積極的疫学調査の実施

③情報収集シートにより、陽性者と濃厚接触者
(原則同居家族)に関する情報共有

④濃厚接触者の確認

⑤HER-SYSに濃厚接触者を登録

⑥今後の流れを説明、保険証情報の取得

⑦検査実施を打診し了解を得る

⑧保険証情報等提供

⑨検査実施医療機関の案内

⑪検査結果の確認

⑩受診・検体検査

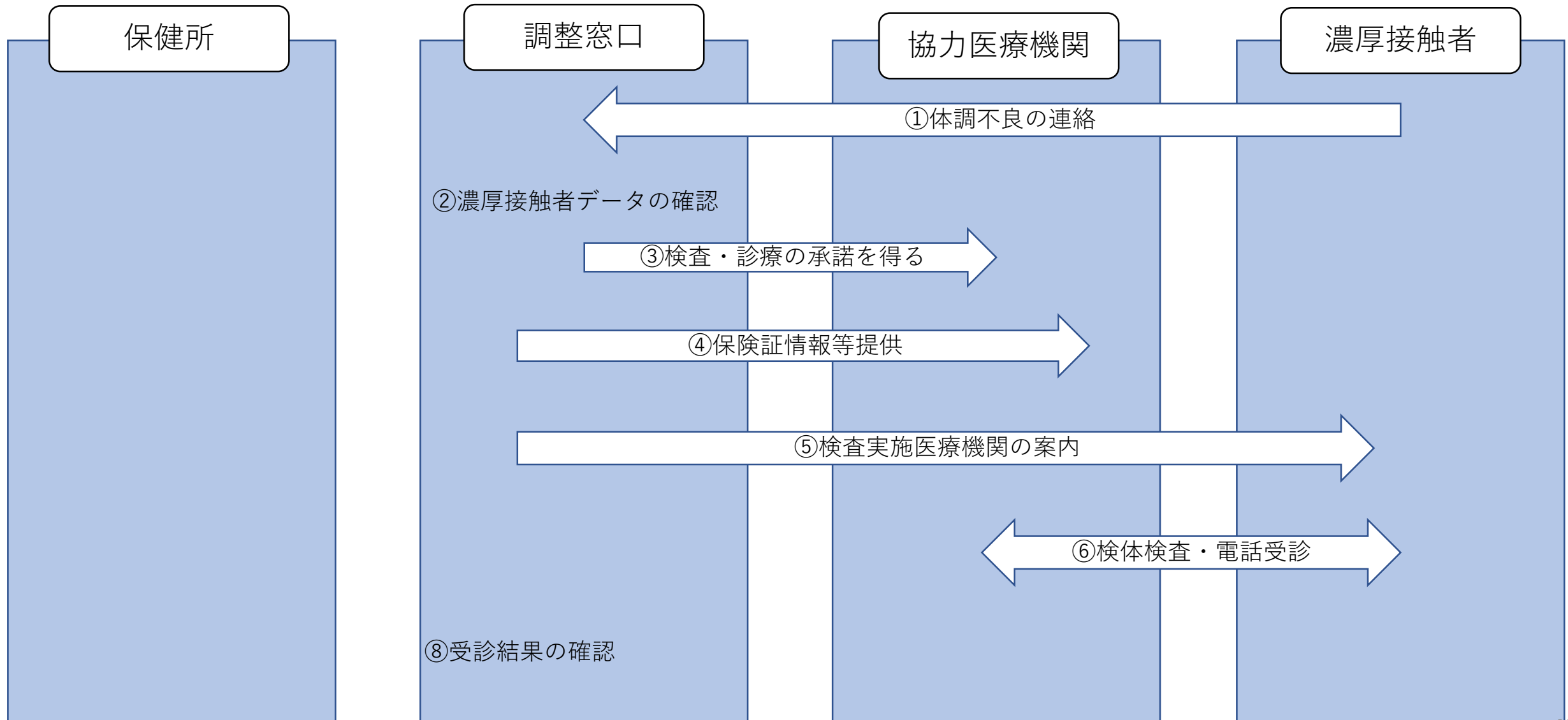
保健所は陽性者に係る情報収集シート作成の際に、濃厚接触者についても、氏名、住所、生年月日、年齢、電話番号を記載する

情報共有の方法：E-mail
(パスワードで暗号化)

次の情報を調整窓口から濃厚接触者にSMS等で送信

- ・検査実施医療機関名、連絡先、検査日時
- ・14日間の自主健康観察依頼
- ・体調不良時は保健所に連絡すること

濃厚接触者の体調不良時のフロー



4 HER-SYSの利用

HER-SYSについて

1 HER-SYSの利用について

- 医療機関やセンター、保健所での情報共有を図るため、健康観察や診療結果については、『健康フォローアップ機関』の権限でHER-SYSへの入力をお願いします。
- 『健康フォローアップ機関』権限のIDは調整窓口で作成いたします
- HER-SYSの入力が難しい場合は、別途紙の様式を用意しますので、健康観察結果や診療実施時には、様式に御記入いただき、E-mail又はFAX等で調整窓口へ送付してください。

2 HER-SYS操作マニュアルについて

- 参加いただいた医療機関にはHER-SYSの操作マニュアルを提供します。
- HER-SYSの操作方法については、厚生労働省のヘルプデスクでも丁寧に教えてもらえます。

ヘルプデスク（受付時間 月～金（土日祝を除く平日） 9：00～18：00）

メール：helpdesk@cov19.mhlw.go.jp

電話：03-6877-5154

5 連絡先、問い合わせ先

事業に関するお問い合わせ

1 本事業の内容について

保健医療部感染症対策課

電話 048-830-7500 (受付時間 平日8:30~17:15)

メール a7500-08@pref.saitama.lg.jp

URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/jitaku.html>

2 電子申請及び委託契約について

保健医療部国保医療課

電話 048-830-3350
(受付時間 平日8:30~17:15)

メール a3350-13@pref.saitama.lg.jp